

つやま企業サポート事業

就職 PR 動画制作支援サポート補助金交付要領

令和7年4月1日制定

(目的)

第1条 つやま産業支援センター（以下「センター」という。）は、津山市内の企業が自社の採用情報を動画でPRするために必要な経費に対して、つやま企業サポート事業就職PR動画制作支援サポート補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付し、市内の事業所の人材の確保及び定着の促進を図ることを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、つやま企業サポート事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、採用活動を実施しており、補助金交付要綱第2条第1号に定める企業（以下「補助対象者」という。）をいう。ただし、補助金交付要綱第3条第2項各号に掲げる要件に該当する場合はこの限りでない。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を満たす動画を制作し、インターネット上に掲載することとする。

- (1) 人材採用を目的とするものであること。
- (2) 公序良俗に反し、又は営業、政治若しくは宗教を目的とするものでないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する動画の制作に要する市内の事業者に支払う委託料とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、補助対象経費としない。

- (1) カメラ、パソコン等のハードウェアの購入費又は賃借料
- (2) 動画編集等を行うためのソフトウェアの購入費又は賃借料

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める様式による交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて2月末までにセンターに提出しなければならない。

- (1) 市税完納証明書
- (2) その他センターが必要と認める書類

(補助金交付の制限)

第6条 補助金の交付は、同一年度において、1事業者につき1回とし、次の各号のとおりとする。

- (1) 市内の事業者に委託する場合

補助対象経費（税抜き）の3分の2以内の額とし、20万円を上限とする。

(2) 市外の事業者に委託する場合

補助対象経費（税抜き）の2分の1以内の額とし、10万円を上限とする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から30日を経過した日又は該当年度末日10日前のいずれか早い日までに、別に定める様式による実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えてセンターに提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の内容及び領収が確認できる書類等の写し

(2) その他センターが必要と認める書類

(補助金の支払い方法)

第8条 補助金の支払いは、精算払いとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、センターが別に定める。

(施行期日)

1 この要領は、制定の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。